Ⅰ 中間検査について

中間検査は、建築基準法第7条の3及び第7条の4の規定に基づき、対象建築物が特定工程に係る工事を終えたときに行われるものです。

なお、建築主が国の機関の長等(国、都道府県、建築主事を置く市町村など、計画通知)の 場合は、同法第18条第19項から第22項までの規定が適用されます。

Ⅱ 対象建築物、特定工程等

特定工程は、同法第7条の3第1項1号に基づくもの(法で指定するもの)と同項第2号に基づくもの(特定行政庁が告示で指定するもの)があります。

特定行政庁である熊本県、熊本市、八代市及び天草市では、それぞれ特定工程を指定しています。

項目\区分	法で指定するもの	特定行政庁(熊本県、熊本市、八代市、天草市)が
	【第1号】	告示で指定するもの 【第2号】
指定区域	全国	熊本県全域
指定期間	-	令和3年(2021年)8月1日から5年間 ※R3.8.1以降に確認申請(計画変更を除く。) を受付した物件 が対象となります。
対象となる建築 種別や階数等	新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上	
対象となる 構造・用途等	鉄筋コンクリート造等のうち 共同住宅(共同住宅の用途を 一部有する一の建築物も含む)で、 後述の特定工程がある場合	木造又は鉄骨造(混構造を含む)のうち 長屋又は共同住宅(これらの用途を一部有する 一の建築物も含む)で、後述の特定工程がある場合 鉄筋コンクリート造等のうち 法別表第1い欄(1)項から(4)項までに掲げる 特殊建築物(これらの用途を一部有する一の建築物を含む。 なお、共同住宅を除く)で、後述の特定工程がある場合
指定する 特定工程	2階の床及びこれを 支持するはりの配筋工事 (当該配筋工事を現場で 行わないものは、 2階の床版及び これを支持するはりの 取付工事)	【木造】屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事 (枠組壁工法、木質プレハブ工法などは耐力壁の工事) 【鉄骨造】1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事 【鉄筋コンクリート造等】2階の床及びはりの配筋工事 (当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版 及びこれを支持するはりの取付工事)
建築物が2以上 ある場合又は エ区分けした場合	全工区において、中間検査が必要(複数回の中間検査申請を行う)	初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は 工区の工事の工程のみ (混構造の場合も同様に適用する)
法第18条 計画通知 法第85条第5項 仮設建築物 法第68条の20 認証型式部材等	対象	対象外

※鉄筋コンクリート造等の解釈 (建築構造審査・検査要領 実務編検査マニュアル2012年版P29から引用) 鉄筋コンクリート造 (壁式 RC 造、壁式ラーメン RC 造を含む)、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートプロック造 (2階の配筋の有無で判断)、組積造 (2階の配筋の有無で判断)、プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート組積造、 プレキャストコンクリート部材 などが対象になると解釈される。 【第2号:県・3市の告示】鉄筋コンクリート造等関連:指定の特殊建築物

熊本県・熊本市・八代市・天草市共通

【参考】法別表第1(抜粋)

	(1)		
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので 政令で定めるもの		
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、 下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの		
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの		
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの		